

# 令和4年度 狛江市立狛江第四中学校の目指す教育（学校経営ランドデザイン）

## <学習指導の充実>

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善：
  - \*授業のねらいと展開の提示⇒「主体的な学び」
  - \*他者と交流する学習活動⇒「対話的な学び」
  - \*まとめ・振り返り、「見方・考え方」を動かして学んだ知識の整理、課題の発見⇒「深い学び」
- 指導と評価の一体化（「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点）
- 家庭学習の定着
- 個に応じた少人数指導（数学・英語）の推進
  - \*「東京都方式習熟度別指導ガイドライン」に基づき実施
  - \*英語：「Welcome to Tokyo」の活用、オンラインスピーキング・TGG「東京グローバル・ゲートウェイ」等を活用した「聞く」「話す」指導の充実 ※東京都スピーキングテストの実施
- ICT機器・一人1台端末の学習場面での積極的活用
- 教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメント
  - \*総合的な学習の時間における探究的な学習の充実等
- 接続可能な社会の実現を目指した教育活動
  - \*SDGsの実現、ESDカレンダー、プログラミング教育、主権者教育
- グローバルに活躍できる資質・能力の育成
  - \*国際理解教育・異文化理解教育、伝統文化理解教育（国語・英語・音楽等、修学旅行「青森・函館」等）
  - \*縦割りグループ活動⇒ボランティアマインドの育成

## 【教育目標】

人権尊重の精神を基調として、知性、感性、道徳心や体力等の調和のとれた人間性豊かで、たくましく生きる人間の育成を目指して、次の目標を定める。

- 1 自立「すすんで学び、考える力をつけよう」（主体的態度・思考力、課題発見・解決能力）
- 2 連帯「力を合わせ、みんなのためにつくそう」（人間関係形成能力）
- 3 健全「規律を重んじ、心身をきたえよう」（自己実現力、実践力）

本教育目標を受け「これからの社会に役立つ人間性豊かで品格のあるたくましい人」、そして、接続可能な社会の創り手として、地域社会はもとより、広く国際社会においてリーダーとなる人材を育成する。

## 【目指す生徒像】

「自分を信じ、仲間を信じ、互いを認め合いながら成長する生徒」

- 1 自ら学び考え、主体的に物事に取り組む生徒
- 2 互いの存在を認め合い、互いに協働し高め合う生徒
- 3 自らを律し、心身共に健康で、夢や目標の実現に向けて前向きに実践できる生徒

## 【目指す学校像】

「生徒一人一人が目目を輝かせ、何事にも前向きに活動できる学校」

- 1 落ち着いた学習環境のもと、生徒たちが意欲と関心をもって主体的に取り組むことのできる授業が展開され、確かな学力が確実に身に付く学校
- 2 生徒たちが主体となり生き生きと活動できる学校行事・生徒会活動・部活動を通して豊かな心と健やかな体を育む学校
- 3 3年間の進路学習が計画的に展開され生徒一人一人の進路希望を実現する学校

## 【学校経営の基本理念】

「狛江四中の良き伝統と校風を継承しながら、時代の変化や地域社会の要請を真摯に受け止め、より充実した狛江四中の教育活動を創造していきます。」

学校は生徒たちにとって、学びの場です。考え方を学び、学び方を学び、生き方を学ぶ場です。それを教え、支え、育てるのが狛江四中の教職員です。教育目標を達成するために、以下のことに取り組みます。

- 1 学校経営方針及び教育計画に基づき、すべての教職員がそれぞれの指導力と個性を発揮します。
- 2 学校教育のあらゆる場や機会を通じて、意図的・計画的・組織的・継続的に教育活動を推進していきます。
- 3 目標（GOAL）に向かって展開するPDCAサイクルに従い、生徒たちが、いかに変容し成長したかという視点で活動達成度を把握し改善策を練り、教育活動をより一層充実させるために、カリキュラム・マネジメントの確立を図ります。

日本国憲法、教育基本法、学校教育法、地方公務員法、教育公務員特例法、学習指導要領、都教委教育目標及び基本方針、狛江市教育振興基本計画、実施計画(第3次)、生徒の実態と願い、保護者・地域・教師の願い

- ◆ 学習指導要領一部改正(平成27年3月27日公示)
- ◆ 「特別の教科 道徳」移行期間(27年度)、先行実施(28年度)、施行(小:30年度、中:31年度)
- ◆ 新学習指導要領 移行期間(30年度～)
- ◆ 小:30年度、小:令和2年度、中:令和3年度、高:令和4年度
- ◆ 新学習指導要領 令和3年度全面実施

※ 新型コロナウイルス感染症防止策を講じながら、子どもたちの健やかな「学びの保障」三「学力の保障」「活動の保障」「進路の保障」を実現するために、学校生活全般にわたるきめ細かい指導を意図的・計画的・組織的・継続的に進めていく。

## <進路希望の実現>

- 小中連携によるキャリア教育を基軸とした進路指導の推進
  - \*キャリア教育の視点に立った職業観や勤労観の育成等
- 各学年の特性をふまえた計画的な進路指導の充実（1年次：自分を知る、狛江探検等⇒「自己理解・自己管理能力」「人間関係形成・社会形成能力」の育成、2年次：職場体験等⇒「キャリアプランニング能力」の育成、3年次：上級学校訪問等⇒「課題対応能力」の育成）⇒「キャリアパスポート」の活用
- 年2回の進路説明会及び進路相談、外部人材の効果的な活用

## <安心・安全な学校生活>

- 人権教育の全体計画・年間指導計画に基づく共通理解と共通実践
- 生活指導上の諸問題の未然防止と組織的な対応の推進
  - WEBQJの結果や「一日日記」等を活用した生徒の実態把握
  - いじめ・不登校の未然防止・改善への取組：「狛江四中いじめ防止基本方針」（平成30年3月3日改定）、WEBQJの活用、「いじめ防止委員会」を核とした取組の充実、SC・SSWの活用及び関係諸機関（「ゆうゆう教室」「フリースクール」等）との連携、不登校生徒のタブレット端末の活用等
  - 自殺防止教育：都教委作成のDVDの活用、道徳学級活動等で1単位時間実施、SOSの出し方、様々な困難・ストレスの対処方法・「生命尊重」に関する学習
  - 防災教育の推進：防災教育推進担当主任の設置、「防災マニュアル」「危機管理マニュアル」「子どもの被害防止計画書」等の作成、実践的な避難訓練の実施、家庭・地域と連携したセーフティ教室の実施、「SNS四中ルール」等を活用した情報リテラシー教育の推進、安全管理・防犯対策・被害防止対策の推進、災害時の危機管理体制の整備、薬物乱用防止教室（2年）、救急救命講習（3年）、飲酒・喫煙防止教室（1年）
  - 事故や怪我、熱中症、感染症等の安全に関する指導の徹底

## <開かれた学校づくり（地域と連携・協働した教育活動）>

- 「四中ゾーン学校運営協議会（コミュニティスクール）」の設置⇒義務教育9年間を見通した教育活動の推進等
- 地域人材を活用した体験学習の推進（「四中サマージャル」）
- 挨拶運動を通じた小中及び地域との連携の深化
- 職場体験や上級学校訪問等における地域人材の活用
- 地域行事やボランティア活動への積極的な参加
- 学区の小学校との交流の深化（教員の小学校授業参観、児童の部活動体験・中学校体験等）
- 合唱部・吹奏楽部の地域での発表
- 学校評価を活用した学校運営の推進
- 「学校たより」や「学年たより」等、「学校ホームページ」等による保護者・地域への適時・適切な学校情報の公開

## <豊かな人間性の育成>

- 「特別の教科 道徳」の指導の充実
  - \*「考え、議論する」道徳の授業の工夫・改善・充実
  - \*道徳教育推進教師を中心とした全体計画・年間計画の立案
  - \*いじめに関する授業（道徳・学活）の各学期実施
  - \*適正な評価の実施（年度末）等
- 学級・学年活動の充実、WEBQJの結果を活用した集団づくり
- 朝読書の推奨、学校図書館の計画的な利用
- 成就感と自己存在感を実感できる学校行事（体育祭、ロードレース、合唱祭等）・生徒会活動の充実、学年縦割りの活動、創作スキット活動を通じた発想力や構成力・プレゼンテーションスキルの育成⇒「人を笑顔にする」「人を幸せにする」ために行動する意欲の喚起
- 多様な部活動の開設と「狛江市部活動ガイドライン」に基づく適正な実施と指導の充実

## <体力の向上と健康教育>

- 保健体育や部活動等を通じた意図的・計画的な体力の向上に関する指導
- 組織的な保健指導の充実⇒食育リーダーを中心とした食の安全等の啓発活動、食物アレルギーに関する研修と組織的な対応の推進、学校給食の充実、学校保健委員会（年1回）、給食講話、がん教育、性教育

## <特別支援教育の充実>

- 小学校との連携による特別支援教育の推進
- 特別支援校内委員会の定例化（隔週火曜日）、関係諸機関との連携、個別指導計画・学校生活支援ソートの作成・活用
- 巡回指導教員との連携・特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な支援体制の整備
- 教育のユニバーサルデザイン化
- 学校支援員や学生ボランティアを活用した学習支援
- 巡回相談の活用（年3回）、特別支援教室巡回指導教員・専門員との連携
- 特別支援教室の活用、連携型個別指導計画の作成